

# 平成27年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成27年11月17日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時43分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

## 【欠席委員】

委員 中本 賢

## 【出席職員】

総務部長 三橋

総務部担当部長 佐藤

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

教職員課長 小田桐

中学校給食推進室担当課長 北村

中学校給食推進室 米岡

中学校給食推進室 横山

教育環境整備推進室担当課長 田中

教育環境整備推進室担当係長 田中

指導課長 渡辺

庶務課担当係長 武田

担当係長 高橋

書記 今村

## 【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 高橋 陽子

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

## 2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から14時50分までといたします。

## 3 会議録の承認

【峪委員長】

5月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

## 4 傍聴

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございません。

以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、

報告事項 No. 2 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第49号、議案第50号、議案第51号及び議案第52号は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、濱谷委員と高橋委員にお願いをいたします。

## 7 報告事項 I

報告事項 No. 1 平成27年度教員表彰について

【峪委員長】

教職員課長 お願いいたします。

【教職員課長】

報告事項 No. 1 「平成27年度教員表彰について」御説明を申し上げます。

初めに、本市の教員表彰制度についてでございますが、学校現場での地道な努力や実績に報い、教員や学校全体の教育力の向上を図ることを目的に、教員の資質向上施策の一環として、平成16年度から実施をしているものでございます。本制度の対象となる者につきましては、管理職及び指導主事を除く市立学校の教員で、勤務成績が優良であり、日々の学校活動において地道な努力により優れた実績を上げている者などを対象としております。教育長を委員長とします、表彰選考委員会におきましては、推薦書、予備審査会からの報告などを判断材料として、表彰者を決定しております。なお表彰者の人数は10名以下としております。

では、お手元の資料のほうをごらんください。平成27年度の教員表彰につきましては、去る6月24日に各学校長宛に表彰制度の校内での周知と、候補者の推薦等を依頼してまいりました。その結果、小学校から2名、中学校1名、特別支援学校1名、高等学校1名の計5名の推薦がございました。9月に行った予備審査会を経まして、10月20日に選考委員会を開催し、学校長の推薦書や客観的な資料として研究紀要や学校内での取組資料等を検討した結果、資料にありますように、小学校2名、中学校1名、特別支援学校1名、高等学校1名の計5名を表彰者として決定いたしました。それぞれの表彰者の活動実績等につきましては、資料のほうを御参照いただきますようお願いいたします。

なお、このことにつきましては、2月に発行予定の教育だよりかわさき103号に掲載をいたしまして、市民にも広報してまいります。また、表彰式及び発表会につきましては、12月24日木曜日午後3時から高津市民館で行います。当日は今年度採用された新任教員の初任者研修会と連携をさせて、研修参加者も交えて、表彰された5名の教員の教育実践や取組内容について報告を行っていただく予定でございます。こちらには教育委員の皆さまにも御臨席をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告につきましては、以上でございます。

【峪委員長】

ありがとうございました。それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 2は承認された。

## 9 議事事項

議案第49号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について

議案第50号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について

**【峪委員長】**

「議案第49号（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」及び「議案第50号（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」の議案2件につきましては、いずれも、学校給食センター整備等事業の契約に関する議案ですので、一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【峪委員長】**

それでは、議案2件を一括して審査いたします。議案第49号及び議案第50号の説明を、中学校給食推進室担当課長 お願いします。

**【中学校給食推進室担当課長】**

平成27年第5回市議会定例会に上程いたします。議案第49号「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」御説明させていただきます。

事業名は、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業でございます。履行場所は、川崎市中原区上平間1700番8他でございます。契約方法は、総合評価一般競争入札でございます。契約金額は、111億8,644万4,195円でございます。契約期間は、契約締結の日から平成44年3月31日まででございます。契約の相手方は、株式会社川崎中部SLSでございます。

次のページをごらんください。事業概要を御説明いたします。事業内容といたしましては、給食センターの設計及び建設業務、開業準備業務、維持管理及び運営業務でございます。事業方式といたしましては、民間事業者が本施設の設計及び建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の維持管理及び運営を行うBTO方式でございます。施設の構造・規模といたしましては、構造は鉄骨造、階数は地上2階、敷地面積は7,190平方メートル、建築面積は3,418平方メートル、延床面積は4,855平方メートル、建物の高さは13.8メートルでございます。施設の概要といたしましては、給食エリアにつきましては、荷受・検収室、下処理室、洗浄室、上処理室、煮炊き調理室、揚物・焼物室、和え物室、アレルギー対応調理室、炊飯室、コンテナ室等でございます。事務エリアにつきましては、市職員用事務室、事業者用事務室、更衣室、運転手控え室、会議室等でございます。

続きまして、議案第50号「(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」御説明させていただきます。

事業名は、(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業でございます。履行場所は、川崎市麻生区栗木2丁目8番3でございます。契約方法は、総合評価一般競争入札でございます。契約金額は、80億8,395万8,233円でございます。契約期間は、契約締結の日から平成44年3月31日まででございます。契約の相手方は、株式会社川崎北部学校給食サービスでございます。

次のページをごらんください。事業概要を御説明いたします。事業内容といたしましては、給食センターの設計及び建設業務、開業準備業務、維持管理及び運営業務でございます。事業方式と

いたしましては、民間事業者が本施設の設計及び建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の維持管理及び運営を行うBTO方式でございます。施設の構造・規模といたしましては、構造は鉄骨造、階数は地上3階、地下1階、敷地面積は2,757平方メートル、建築面積は1,461平方メートル、延床面積は4,058平方メートル、建物の高さは15.7メートルでございます。施設の概要といたしましては、給食エリアにつきましては、荷受・検収室、下処理室、洗浄室、上処理室、煮炊き調理室、揚物・焼物室、和え物室、アレルギー対応調理室、炊飯室、コンテナ室等でございます。事務エリアにつきましては、市職員用事務室、事業者用事務室、更衣室、運転手控え室、会議室等でございます。また、合築して整備する予定となっております、経済労働局所管の(仮称)マイコンシティセンターエリアは、会議室、ラウンジ、事務室等でございます。

また、資料といたしまして、「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 事業概要」、「(仮称)川崎市中部学校給食センター用地 位置図」、「(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 事業概要」、「(仮称)川崎市北部学校給食センター用地 位置図」、「(仮称)川崎市中部学校給食センター及び(仮称)川崎市北部学校給食センター外観イメージ図」、「川崎市立中学校完全給食実施に向けた取組について」を添付しておりますので、併せてごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### 【峪委員長】

質問等ございますか。

#### 【高橋委員】

契約の相手側は、JVみたいにしていないのですか。建設業者みたいに。事業概要に設計・建設と記載されているので、一般的にはJVにするとの印象があるのですが。相手方は、一社で出ているのですが。

#### 【中学校給食推進室担当課長】

SPCという形で、センターの設計・建設や実際の運営事業を行う事業者が特別目的会社を設立し、そこと契約します。

#### 【高橋委員】

今、建設業界で非常に課題が出ているじゃないですか。世の中全般的に。特別目的会社を作った時に、責任の所在が、今騒がれているから慎重に第三者評価委員会とかが入って、いろいろと調査を行っていると思うんですけど。すぐには解決しなさそうな部分もあるので、その辺は、教育委員会で見るとは難しいと思うんですけど、どうやって見ていくんですか。

#### 【中学校給食推進室職員】

基本的には、この契約の中に建物を建てるために必要な事前調査をすることとしておりまして、その中で、杭を差し込む支持層の深さを調査することを、必要に応じて事業者がすることになっています。その前に、市としても事前にデータを出していますが、事業者側でもしっかり調査をするという契約になっています。その後、杭を発注する際には、支持層まで届くようなものを発

注してもらいます。まちづくり局とも、これまでも要求水準書の作成の時から連携を取りながら行ってきましたので、これからも連携をしながら確認を取っていきたいと思います。

**【高橋委員】**

そこは、今の段階ではっきりしておいてもらった方がいいと思います。教育委員会だけだと、非常に難しい問題ですし、市のかなり税金をかけて行う事業ですし、一方、市内の建物でも問題が出ていますよね。そこは、市長部局の方と連携を図りながら、基本はまちづくり局さんになるんですかね。最初の段階から連携を取って、しっかりとやってもらいたいと思います。

あと、北部でマイコンシティとの合築となっていて、経済労働局の所管で、ここはどんなものなんですか。給食センターとマイコンシティの施設を一緒に作るんだけど、何ですか。

**【中学校給食推進室担当課長】**

建設予定地には、マイコンシティエリアにある企業さんたちが会議等で使用できるプレハブの連絡所があります。その施設が建っているところに、給食センターを建設するため、今あるのと同様な施設と給食センターとを合築整備することになりました。

**【中学校給食推進室職員】**

もともと、あのエリアはマイコン地区地区計画といった地区計画のエリアになっておりますので、マイコンシティエリアに資するものを建てたいといった背景もございまして、現在その機能を残しつつ、公益性の高い給食センターを合築することとしたところでございます。

**【高橋委員】**

この点は、経済労働局も絡んでいて、マイコンシティにある会議室やラウンジや事務室は共同で使うことになっているんですかね。

**【中学校給食推進室担当課長】**

その会議室は、経済労働局が所管しております。施設整備は、教育委員会で行いますけど。

**【高橋委員】**

施設整備はするけど、管理をそちらに移るんですね。

**【峪委員長】**

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

それでは、原案のとおり可決いたします。

## 議案第51号 古川小学校校舎増築工事請負契約の締結について

### 【峪委員長】

教育環境整備推進室担当課長 お願いいたします。

### 【教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第51号「古川小学校校舎増築工事請負契約の締結について」、御説明申し上げます。

本件につきましては、平成27年第5回市議会定例会に議案として上程するものでございまして、周辺の住宅開発等の影響による児童の増加に伴う将来的な教室不足及び施設の狭隘化を解消するため、校舎を増築し、併せてプールを改築するものでございます。

議案書をごらんください。はじめに、工事名は「古川小学校校舎増築工事」でございます。次に、工事場所は、川崎市幸区古川町70番地でございます。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、6億1,560万円です。完成期限は、平成29年2月28日を予定しておりまして、契約の相手方は、株式会社興建でございます。

次のページをお開きください。工事概要について、御説明申し上げます。1の構造・規模でございますが、鉄筋コンクリート造、3階建てでございます。面積でございますが、敷地面積は、14,389.48平方メートル、建築面積は1,094.85平方メートル、延べ面積は2,233.25平方メートル、建物の高さは12.81メートルでございます。

2の主要室名につきましては、別添の資料で御説明させていただきますので、A4横とじの議案第51号の教育委員会資料をごらんください。ページは右下スミに記載してあります。

表紙をおめくりいただきまして、1ページは工事場所の案内図でございます。

2ページをごらんください。配置図で、グレーで塗った部分が今回の工事部分でございます。

3ページをごらんください。1階平面図で、青色部分は校長室、職員室、事務室、用務員室、保健室などの管理諸室でございます。桃色部分が体育倉庫でございます。

4ページをごらんください。2階平面図で、黄色部分が普通教室、桃色部分が多目的スペース、プール更衣室、青色部分が倉庫でございます。

5ページをごらんください。3階平面図で、桃色部分がプール、青色部分がプール倉庫などがございます。

6ページをごらんください。屋上平面図でございます。

7ページをごらんください。立面図でございます。

8ページをごらんください。断面図でございます。断面の位置については、左上のキープランに示しているとおりでございます。

9ページをごらんください。完成予想図になっております。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

### 【峪委員長】

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。



【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

## 議案第52号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、指導課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第52号「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例」の制定につきまして御説明いたしますので、2ページをごらんください。

制定要旨でございますが、「市民・子ども局の組織整備に伴い、所要の整備を行なうため、この条例を制定するもの」でございます。

改正内容について説明いたしますので、3ページをごらんください。

「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例」の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会、川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の組織及び運営に関する事項について定めておまして、第16条には、「第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する」と定めております。

準用した規定のうち、第8条は附属機関の庶務を定めるものでございまして、総合調査委員会は市長部局に設置される附属機関でございますので、「教育委員会事務局」とあるのは、「市民・子ども局」と読み替える」ことを定めております。

この度、組織整備に伴いまして、現在、市民・子ども局が所管しております、こちらの総合調査委員会に関する事務が、子ども未来局の所管となりますので、第16条につきまして、「市民・子ども局」を「子ども未来局」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」と施行期日を定めるものでございます。

こちらの条例案は、11月から開催される平成27年第5回市議会定例会に議案として提出される予定でございます。

以上、御説明申し上げました。御審議の程よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

**【峪委員長】**

それでは、原案のとおり可決いたします。

## 1 1 閉会宣言

**【峪委員長】**

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

( 1 4 時 4 3 分 閉会 )